

小城市立小中学校空調設備整備事業 設計・施工一括発注方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、小城市が発注する小城市立小中学校空調設備整備事業において、工事の特性に応じ、設計と施工の技術提案を受け施工方法、経済性、機能、品質等を評価選定する設計・施工一括発注方式について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 小城市立小中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）とする。

(事業方式)

第3条 設計・施工一括発注方式の導入にあたっては、公募型プロポーザルにより参加表明した参加者から提出された事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案書」という。）の内容及び価格点を精査し、最優秀提案者を決定し、最も適切な候補者と随意契約の協議を行うものとする。

(選定委員会の設置)

第4条 市は、本事業における最優秀提案者及び次点者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、小城市立小中学校空調設備整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は総務部長、産業部長、建設部長、市民部長、福祉部長、教育部長、及び学識を有する者2名をもって充てる。
- 5 選定委員会が、必要と認めるときは関係職員を出席させることができる。
- 6 本事業について委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

(公表資料及びその方法)

第5条 市は、本事業において、次に掲げる書類を小城市ホームページに公表する。本事業の募集に参加しようとする共同企業体（以下「企業体」という。）は小城市ホームページよりダウンロードするものとする。

- (1) 小城市立小中学校空調設備整備事業 公募型プロポーザル募集要項
- (2) 小城市立小中学校空調設備整備事業 要求水準書
- (3) 小城市立小中学校空調設備整備事業 公募型プロポーザル募集 最優秀提案者決定基準
- (4) 小城市立小中学校空調設備整備事業 様式集

(提案上限額の設定)

第6条 市長は、提案内容の規模を示すため提案上限額を予算の範囲内において設定するものとし、提案書の提出を求める際に公表しなければならない。

- 2 各提案者の提案内容に基づく提案価格は、この提案上限額を超えてはならない。なお、小城市建

設工事最低制限価格制度事務処理要領第2条の規定にかかわらず、最低制限価格は設定しないものとする。

(提案書の提出者の選定)

第7条 選定委員会は、「平成29・30年度小城市競争入札参加有資格者名簿」(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている業者のうち、企業体を構成する企業(以下「構成員」という。)の等級及び事業所の所在等における条件、施工実績の規模、内容、性質、目的並びに当該構成員の登載時の評価、地域特性等を勘案して参加資格審査を行い、提案書の提出者を選定するものとする。

(提案書の提出内容等)

第8条 提案書の内容は、次に掲げるものを提出するものとする。

- (1) 施工上の実施方針、実施手法及び技術の提案
- (2) 施工計画書
- (3) 概略の図面
- (4) 概算数量計算書
- (5) 提案に係るコンセプト
- (6) 提案に係る実施監理費及び工事費の概算見積書並びにその根拠
- (7) 対象事業の施工等に係る維持管理費用
- (8) その他選定委員会及び事業担当課が必要と認める事項

(実施上の留意事項)

第9条 企業体が、設計・コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を明記するものとする。ただし、設計・コンサルタント等の協力を得る場合は、有資格者名簿に登載されている者に限るものとする。

- 2 提案書の作成及び提出に要する費用は、企業体の負担とする。
- 3 提出された提案書は、企業体に返還しないものとする。
- 4 提出された提案書は、企業体に無断で使用しないものとする。
- 5 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とする。

(提案書の採用)

第10条 本事業の施工者を設計・施工一括発注方式により選定するにあたり、審査は、選定委員会が行うものとする。

- 2 選定委員会は、提案書の説明を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。
- 3 選定委員会は、提出された提案書について、設計案、施工方法、安全性、現実性、経済性及びその他、選定委員会が認めた審議事項等の評価に基づき、対象事業について技術的に最適なものを審査し、技術提案と価格点を総合的に評価し、選定するものとする。

(審査結果について)

第11条 市長は、第7条により選定された企業体の代表企業へ書面(様式第1号)により通知するものとする。また、選定されなかった企業体の代表企業に対しても、書面(様式第2号)により通

知するものとする。

- 2 市長は、第 10 条により選定された企業体の代表企業へ書面（様式第 3 号）により通知するものとする。また、提案を採用しなかった企業体の代表企業に対し、書面（様式第 4 号）により通知するものとする。
- 3 前項の審査結果については、ホームページ上にて審査結果を公表する。なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じないものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 4 日から施行する。

様式第1号

小教施第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

小城市長

設計・施工一括発注方式への参加について（通知）

小城市立小中学校空調設備整備事業 設計・施工一括発注方式に係る募集参加資格の確認につきまして、書類審査の結果、貴社におかれましては書類の不備等はなく、今回の提案書募集への参加が認められましたので、お知らせします。

様式第2号

小教施第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

小城市長

設計・施工一括発注方式提案の不採用について（通知）

小城市立小中学校空調設備整備事業 設計・施工一括発注方式に係る募集参加資格の確認につきまして、書類審査の結果、貴社におかれましては下記の資格等について参加資格を満たしておらず、今回の提案書募集への参加が認められませんでしたので、お知らせします。

記

○ 採用しない理由

様式第3号

小教施第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

小城市長

設計・施工一括発注方式提案の採用について（通知）

小城市立小中学校空調設備整備事業 設計・施工一括発注方式に係る技術提案については、厳正な審査の結果、貴社の提案が採用されましたので、お知らせします。

本工事に関心を持ち、技術提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対して、感謝を申し上げます。

なお、工事契約の詳細については、後日、教育委員会教育総務課から連絡します。

様式第4号

小教施第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

様

小城市長

設計・施工一括発注方式提案の不採用について（通知）

小城市立小中学校空調設備整備事業 設計・施工一括発注方式に係る技術提案については、厳正な審査の結果、貴社の提案は採用されなかったもので、お知らせします。

なお、本工事に関心を持ち、技術提案書の作成等に貴重な時間と努力を費やされたことに対して、感謝を申し上げます。

記

○ 採用しない理由